規約　新旧対照表

『アポデント LINE サービス規約』

※表中「旧規約表記」内青文字を「新規約表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
	改訂前（2017 年 2 月 20 日付）	改訂後（2019 年 11 月 1 日付）	
第 2 条 改訂	第 2 条（定義） 1. 【略】 2. 【略】 3. 【略】 4. 【略】 5. 【略】	第 2 条（定義）の改訂 1. 【略】 2. 【略】 3. 【略】 4. 【略】 5. 【略】 6. 「LINE 通信料」とは、当サービスで発生する通信料金をいいます。	・LINE 通信料の追加により条文を変更致します。
第 11 条 改訂	第 11 条（解約） 1. 【略】 2. 【略】 3. 【略】	第 11 条（解約）の改訂 1. 【略】 2. 【略】 3. 【略】 4. LINE 通信料が発生した場合、第 19 条に従って支払うものとします。	・LINE 通信料の追加により条文を変更致します。
第 15 条 改訂	第 15 条（サービス内容の変更） 1. 【略】 2. 当サービスは『コミュニケーションアプリ LINE（ライン）』のサービス変更に伴い月額利用料を変更することがあります。 3. 【略】 4. 【略】	第 15 条（サービス内容の変更）を改訂 1. 【略】 2. 当サービスは『コミュニケーションアプリ LINE（ライン）』のサービス変更に伴い月額利用料及び LINE 通信料を変更することがあります。 3. 【略】 4. 【略】	・LINE 通信料の追加により条文を変更致します。
第 17 条 改訂	第 17 条（利用料金） 1. 【略】	第 17 条（利用料金）の改訂 1. 【略】 2. 月額利用料¥5,000（税抜）には 1000 通分の LINE 通信料を含ます。 3. 1000 通を超えた場合、1 通¥4（税抜）の LINE 通信料が発生します。 4. 当社は、1000 通を超えた利用者へ利用月翌月 10 日までに FAX・メール・郵送のいずれかで通信数、通信料を送付します。	・LINE 通信料の追加により条文を変更致します。
第 18 条 改訂	第 18 条（決済手段） 1. 【略】	第 18 条（決済手段）の改訂 1. 【略】 2. LINE 通信料の支払いは、当社へ自動口座振替で支払うものとします。	・LINE 通信料の追加により条文を変更致します。
第 19 条 改訂	第 19 条（決済） 1. 【略】	第 19 条（決済）の改訂 1. 【略】 2. 自動口座振替は年間 4 回とし、下記の通りとします。ただし、決済日が弊社休業日の場合は翌営業日とします。 3 月 1 日～5 月 31 日 LINE 通信料は 6 月 27 日に決済します。 6 月 1 日～8 月 31 日 LINE 通信料は 9 月 27 日に決済します。 9 月 1 日～11 月 30 日 LINE 通信料は 12 月 27 日に決済します。 12 月 1 日～2 月 28 日 LINE 通信料は 3 月 27 日に決済します。	・LINE 通信料の追加により条文を変更致します。
第 22 条 改訂	第 22 条 1. 『コミュニケーションアプリ LINE（ライン）』の提供が終了または変更された場合、サービスを即日終了することがあります。すでに受領した初期費用及び月額利用料の払い戻しは一切行いません。 2. 当社は当社ホームページ上に事前通知した上で、当サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。すでに受領した初期費用及び月額利用料の払い戻しは一切行いません。	第 22 条（サービス提供の終了）の改訂 1. 『コミュニケーションアプリ LINE（ライン）』の提供が終了または変更された場合、サービスを即日終了することがあります。すでに受領した初期費用、月額利用料、LINE 通信料の払い戻しは一切行いません。 2. 当社は当社ホームページ上に事前通知した上で、当サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。すでに受領した初期費用、月額利用料、LINE 通信料の払い戻しは一切行いません。	・LINE 通信料の追加により条文を変更致します。
	改訂前（2020 年 11 月 1 日付）	改訂後（2020 年 2 月 16 日付）	
	（新設）	アポデント LINE サービス規約ページ番号の改訂	・ページ番号を追加致します。
第 17 条 改訂	第 17 条（利用料金） 1. 【略】 2. 月額利用料¥5,000（税抜）には 1000 通分の LINE 通信料を含ます。 3. 1000 通を超えた場合、1 通¥4（税抜）の LINE 通信料が発生します。 4. 当社は、1000 通を超えた利用者へ利用月翌月 10 日までに FAX・メール・郵送のいずれかで通信数、通信料を送付します。	第 17 条（利用料金）の改訂 1. 【略】 2. 月額利用料¥5,000（税抜）には 1,000 通分の LINE 通信料を含みます。 3. 1,000 通を超えた場合、1 通¥4（税抜）の LINE 通信料が発生します。 4. 通信料に関しては利用月の翌月 10 日より「アポデント」内の請求書発行画面に表示されます。 5. 通信料の確認は利用者にて確認するものとします。	・請求書発行画面をアポデント内に追加したことにより条文を変更致します。 ・文字を修正致します。
第 18 条 改訂	第 18 条（決済手段） 1. 当サービスの月額利用料の支払いは、利用者指定の歯科材料店へ支払うものとします。 2. 【略】	第 18 条（決済手段）の改訂 1. 当サービスの月額利用料の支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払うものとします。 2. 【略】	・販売店を条文に追加致します。
第 19 条 改訂	第 19 条（決済） 当サービスの月額利用料の支払いは、下記の通りとします。 1. 月額利用料は、前月の 10 日に利用者指定の歯科材料店へ決済します。 2. 【略】 3. 【略】	第 19 条（決済）の改訂 当サービスの月額利用料の支払いは、下記の通りとします。 1. 月額利用料は、前月の 10 日に利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ決済します。 2. 【略】 3. 【略】	・販売店を条文に追加致します。
第 25 条 改訂	第 25 条（責任の制限） 1. 当社の責に帰すべき事由（第 21 条（一時的な中断）第 1 項各号の場合を除きます）により、利用者が当サービスを一切利用出来ない状態（以下、「利用不能」といいます）に陥った場合、 当社は、この当規約で特に定める場合を除き、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して、72 時間以上利用不能が継続した場合に限り、利用不能 1 回あたり当サービスの月額使用料金額を限度として、利用者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。 ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。 また、利用者が損害賠償請求をし得ることとなった日から 1 ヶ月を経過する日までに賠償請求をしなかった場合は、請求を行う権利を失うものとします。 2. 【略】 3. 【略】	第 25 条（責任の制限） 1. 当社の責に帰すべき事由（第 21 条（一時的な中断）第 1 項各号の場合を除きます）により、利用者が当サービスを一切利用出来ない状態（以下、「利用不能」といいます）に陥った場合、当社は、この当規約で特に定める場合を除き、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して、72 時間以上利用不能が継続した場合に限り、利用不能 1 回あたり月額利用料相当分¥5,000 を限度として、利用者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。 ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。 また、利用者が損害賠償請求をし得ることとなった日から 1 ヶ月を経過する日までに賠償請求をしなかった場合は、請求を行う権利を失うものとします。 2. 【略】 3. 【略】	・アポデント LINE サービス月額利用料の金額を追加します。
第 29 条 改訂	第 29 条（訪問サポート） 1. 当社は当サービスの利用者より訪問設定サポート（製品設定及び使用方法説明）を希望された場合、¥50,000（税抜）と当社が定める交通費にて応じます。	（削除）	・アポデント規約に準ずる為削除します。
	（条の変更）	第 30 条を第 29 条に変更 第 31 条を第 30 条に変更 第 32 条を第 31 条に変更 第 33 条を第 32 条に変更	・条の削除により変更致します。
附則 改訂	第 35 条（附則） 2017 年 2 月 20 日　　制定・施行	附則 第 1 条（運用開始）の改訂 この規約は 2017 年 2 月 20 日から制定・施行されたアポデント LINE サービス規約を改正したものであり、2020 年 2 月 16 日より運用されます。	本改訂にともなう適用日の変更を行います。

	改訂前（2020 年 2 月 16 日付）	改訂後（2024 年 5 月 31 日付）	
第 2 条 改訂	第 2 条（定義） 1. 【略】 2. 【略】 3. 【略】 4. 【略】 5. 【略】 6. 「LINE 通信料」とは、当サービスで発生する通信料金をいいます。	第 2 条（定義） 1. 【略】 2. 【略】 3. 【略】 4. 【略】 5. 【略】 6. 「LINE 通信料」とは、当サービスで発生するメッセージ及びコンテンツを送信するための通信料をいいます。 7. 「メッセージ」とは当サービスを利用して利用者側が送信する文章をいいます。 8. 「コンテンツ」とは当サービスを利用して利用者が送信する動画・画像をいいます。	・達人プラスと連携し、コンテンツを送信できるようになるため変更致します。
第 17 条 改訂	第 17 条（利用料金） 1. 当サービスの利用料金は、初期費用¥39,800（税抜）と月額利用料¥5,000（税抜）とします。 2. 月額利用料¥5,000（税抜）には 1,000 通分の LINE 通信料を含みます。 3. 1,000 通を超えた場合、1 通¥4（税抜）の LINE 通信料が発生します。 4. 通信料に関しては利用月の翌月 10 日より「アポデント」内の請求書発行画面に表示されます。 5. 通信料の確認は利用者にて確認するものとします。	第 17 条（利用料金） 1. 当サービスの利用料金は、初期費用¥39,800（税抜）と月額利用料¥5,000（税抜）とします。 2. LINE 通信料はメッセージを送信する場合 1 通¥4（税抜）、コンテンツを送信する場合メッセージ 3 通分がかかります。 3. 一部の自動応答メッセージにおいて通信料が不要なものがあります。 4. 本条第一項月額利用料¥5,000（税抜）には 1,000 通分の LINE 通信料を含みます。 5. 通信料に関しては利用月の翌月 10 日より「アポデント」内の請求書発行画面に表示されます。 6. 通信料の確認は利用者にて確認するものとします。	・コンテンツの通信料を追加するため変更致します。
附則 改訂	附則 第 1 条（運用開始）の改訂 この規約は 2017 年 2 月 20 日から制定・施行されたアポデント LINE サービス規約を改正したものであり、2021 年 2 月 16 日より運用されます。	附則 附則（2017 年 2 月 20 日） 本附則は 2017 年 2 月 20 日制定・施行 附則（2024 年 5 月 31 日） 本附則は 2024 年 5 月 31 日から適用されます。	・附則の記載方法を変更致します。 ・本改訂に伴う適用日を追加致します。
	改訂前（2024 年 5 月 31 日付）	改訂後（2025 年 1 月 29 日付）	
第 1 条 改訂	第 1 条（アポデント LINE サービス規約の適用） 1. 「アポデント LINE サービス規約」は、株式会社ナルコームが運営するウェブサービス「アポデント」のオプション製品「アポデント LINE サービス」の利用について、株式会社ナルコームと「アポデント LINE サービス」の利用者との間の、一切の関係に適用します。利用者は、「アポデント LINE サービス初期費用」の利用申し込みを行った時点で、当規約の内容を承認したものとします。	第 1 条（アポデント LINE サービス規約の適用） 1. 「アポデント LINE サービス規約」は、株式会社ナルコームが運営するウェブサービス「アポデント」のオプション製品「アポデント LINE サービス」の利用について、株式会社ナルコームと「アポデント LINE サービス」の利用者との間の、一切の関係に適用します。利用者は、「アポデント LINE サービス初期費用」の利用申し込みを行った時点で、当規約の内容を承認したものとします。 2. 株式会社ナルコームが「アポデント LINE サービス」を運営するにあたり、「アポデントサービス規約」は本規約の一部を構成するものとし、「アポデント LINE サービス規約」の内容と「アポデントサービス規約」の内容が矛盾接触する場合は、「アポデント LINE サービス」の規定が優先して適用されるものとします。 3. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、随時変更できるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。	・適用の範囲を変更致します。
第 2 条 改訂	第 2 条（定義） 1. 【略】 2. 【略】 3. 「当社」とは、株式会社ナルコームのことをいいます。 4. 『コミュニケーションアプリ LINE（ライン）』とは LINE 株式会社が提供するサービスをいいます。 5. 「利用者」とは、当サービスを利用する、または利用しようとする歯科医院（法人・個人は問いません）をいいます。 6. 「LINE 通信料」とは、当サービスで発生するメッセージ及びコンテンツを送信するための通信料をいいます。 7. 「メッセージ」とは当サービスを利用して利用者側が送信する文章をいいます。 8. 「コンテンツ」とは当サービスを利用して利用者が送信する動画・画像をいいます。	第 2 条（定義） 1. 【略】 2. 【略】 3. 『コミュニケーションアプリ LINE（ライン）』とは LINE ヤフー株式会社が提供するサービスをいいます。 4. 「LINE 通信料」とは、当サービスで発生するメッセージ及びコンテンツを送信するための通信料をいいます。 5. 「メッセージ」とは当サービスを利用して利用者側が送信する文章をいいます。 6. 「コンテンツ」とは当サービスを利用して利用者が送信する PDF・動画・画像及び、患者さんから送信される画像・動画をいいます。	・アポデントサービス規約と重複する部分を削除します。 ・コンテンツ送信に関して追記致します。 ・LINE ヤフー株式会社に変更致します。
第 4 条 改訂	第 4 条（規約の変更） 1. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、当規約を随時変更できるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。	第 4 条（規約の変更） 1. 当社は、当規約の変更が、利用者の一般に適合するとき又は、当社が、当規約の変更が当規約の目的に反せず、変更に係る事情に照らして合理的なものであると判断したときは、利用者との個別の合意なしに、当規約を変更できるものとします。 2. 前項にかかわらず、当規約に重要な変更が加えられる場合であると当社が判断した場合には、当該変更が加えられる内容につき、利用者と当社の間で個別の合意を行うものとします。 3. 本条第 1 項に基づき当規約の変更をするときは、当社は、その効力発生時期を定め、かつ、当規約を変更する旨及び変更後の当規約の内容並びにその効力発生時期を、効力発生日前に、当サービス上での告知又は当社が適当と判断する方法で利用者に通知するものとします。 4. 本条第 1 項又は第 2 項による変更後の当規約は、当社が別途定める場合を除き、当社が運営する Web サイト等において表示された時点より、効力を生じるものとします。 5. 当規約の変更についての履歴は、当サービス上で利用者が確認するものとします。	・規約の変更に関して変更致します。
第 8 条 改訂	第 8 条（申込の非承諾） 1. 【略】 (1) 【略】 (2) 【略】 (3) 【略】 (4) 申込時点で、当サービスの月額利用料の支払いを怠っていること、または過去に支払いを怠ったことがある場合 (5) 【略】	第 8 条（申込の非承諾） 1. 【略】 (1) 【略】 (2) 【略】 (3) 【略】 (4) 申込時点で、アポデント利用料（月額）またはアポデント利用料（6 年分）の支払いを怠っていること、または過去に支払いを怠ったことがある場合 (5) 【略】	・申込の非承諾について追加致します。
第 9 条 改訂	第 9 条（譲渡禁止等） 1. 利用者は、当規約に基づいて当サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為は出来ないものとします。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
第 10 条 改訂	第 10 条（変更の届出） 1. 利用者は、連絡先またはその他当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに当社所定の方法で変更の届出をするものとします。 2. 前項届出がなかったことで利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
第 11 条 改訂	第 11 条（解約） 1. 利用者は、当サービスからの解約を希望する場合は、当社所定の方法で解約希望月の前月 5 日までに届出るものとします。5 日を過ぎた時点で解約の届出があった場合、翌々月の月額利用料を全額支払い頂き、翌々月扱いで解約申請を受領します。利用開始から解約までの最低利用期限はありませんが、利用開始後如何なる理由においても初期費用の払い戻し等は一切行いません。当社は、すでに受領した月額利用料の払い戻しは一切行いません。 2. 解約日は解約月の弊社最終営業日の前日とします。 3. 解約日翌日は LINE が送信される場合があります。 4. LINE 通信料が発生した場合、第 19 条に従って支払うものとします。	第 9 条（解約） 1. 利用者は、当サービスからの解約を希望する場合は、当社所定の方法で解約希望月の前月 5 日までに届出るものとします。前月 5 日を過ぎた時点で翌月扱いの退会とします。利用開始後如何なる理由においても払い戻し等は一切行いません。 2. 解約日は解約月の弊社最終営業日の前日とします。 3. 解約日翌日は当サービスが利用できる場合があります。 4. LINE 通信料が発生した場合、第 12 条に従って支払うものとします。	・条の削除により条番号を変更致します。 ・解約時の内容について追加致します。
第 12 条 改訂	第 12 条（自己責任の原則） 1. 利用者は、利用者による当サービスの利用と当サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、一切の責を負うものとします。 2. 利用者は、利用者による当サービスの利用と当サービスを利用してなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（利用者が、当規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合も含む）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。

第 13 条 改訂	第 13 条（秘密保持） 1. 当社は、当サービスの提供に伴い取り扱う情報その他の個人情報を秘密に保持し、当サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ保存します。 2. 当社は、当サービスの利用に伴い生成されたデータベースファイルについて、サーバーの不具合等の緊急時に備えた保存目的以外での利用をしません。ただし、当該利用者によって保存データの開示及び譲渡を求められた場合及び、権限ある官公署から開示を求められた場合はその限りではありません。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
第 14 条 改訂	第 14 条（禁止事項） 1. 利用者は、以下の行為を行わないものとします。 (1)当サービスを利用者以外の第三者に使用させる行為 (2)当サービスの情報を改ざん・消去する行為、又は事実に反する情報を送信・掲示する行為 (3)他の利用者又は第三者、若しくは当社の著作権、商標権などの知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為 (4)他の利用者又は第三者、若しくは当社を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為 (5)他の利用者又は第三者、若しくは当社の財産、プライバシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為 (6)他の利用者又は第三者、若しくは当社に対して無断で広告・宣伝・勧誘などの電子メールを送信する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為 (7)詐欺などの犯罪に結びつく行為 (8)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はそれを勧誘する行為 (9)わいせつ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信・掲載する行為 (10)選挙運動又はこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為 (11)コンピュータウイルスなど有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又は推奨する行為 (12)他の利用者又は第三者になりすまして、当サービスを利用する行為 (13)当サービスに接続している他のコンピュータ・システム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為 (14)その他法令若しくは公序良俗（売春・暴力・残虐など）に違反し、又は他の利用者又は第三者、 若しくは当社に不利益を与える行為 (15)前各号に定める行為を助長する行為 (16)その他、当社が不適切と判断した行為	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
第 15 条 改訂	第 15 条（サービス内容の変更） 1. 【略】 2. 【略】 3. 【略】 4. 当社は、前項の変更に関し、一切責任を負いません。	第 10 条（サービス内容の変更） 1. 【略】 2. 【略】 3. 【略】 4. 当社は、前項の変更に関し、利用者に不利益、損害が発生したとしても、故意、重過失又は消費者契約法違反による場合を除き、一切責任を負いません。	・条の削除により条番号を変更致します。 ・第 4 項に関して変更致します。
第 16 条 改訂	第 16 条（サービス利用上の制約） 1. 利用者は、利用者契約の申込の経路・決済手段によっては、特定の当サービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを承諾します。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
第 17 条 改訂	第 17 条（利用料金） 1. 【略】 2. 【略】 3. 一部の自動応答メッセージにおいて通信料が不要なものがあります。 4. 本条第一項月額利用料¥5,000（税抜）には 1,000 通分の LINE 通信料を含みます。 5. 通信料に関しては利用月の翌月 10 日より「アポデント」内の請求書発行画面に表示されます。 6. 通信料の確認は利用者にて確認するものとします。	第 11 条（利用料金） 1. 【略】 2. 【略】 3. 患者さんからコンテンツを受信する場合、1 通¥4（税抜）がかかります。 4. 一部の自動応答メッセージにおいて通信料が不要なものがあります。 5. 本条第一項月額利用料¥5,000（税抜）には 1,000 通分の LINE 通信料を含みます。 6. 通信料は利用者が毎月 10 日以降に請求金額を「アポデント」内の請求書発行画面より確認するものとします。	・条の削除により条番号を変更致します。 ・患者さんからのコンテンツ受信に関して追加致します。
第 18 条 改訂	第 18 条（決済手段） 1. 当サービスの月額利用料の支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払うものとします。 2. LINE 通信料の支払いは、当社へ自動口座振替で支払うものとします。	第 12 条（決済） 1. 当サービスの月額利用料の支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払うものとします。 2. LINE 通信料は年間 4 回の口座振替とし、下記の通りとします。決済日が弊社休業日の場合は翌営業日とします。 3 月 1 日～5 月 31 日 LINE 通信料は 6 月 27 日に決済します。 6 月 1 日～8 月 31 日 LINE 通信料は 9 月 27 日に決済します。 9 月 1 日～11 月 30 日 LINE 通信料は 12 月 27 日に決済します。 12 月 1 日～2 月 28 日 LINE 通信料は 3 月 27 日に決済します。 3. 利用者は、決済関係先との間で紛争が発生した場合、自己の責任で当該紛争を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。	・条の削除により条番号を変更致します。 ・第 18 条（決済手段）と第 19 条（決済）を統合致します。
第 19 条 改訂	第 19 条（決済） 当サービスの月額利用料の支払いは、下記の通りとします。 1. 月額利用料は、前月の 10 日に利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ決済します。 2. 自動口座振替は年間 4 回とし、下記の通りとします。ただし、決済日が弊社休業日の場合は翌営業日とします。 3 月 1 日～5 月 31 日 LINE 通信料は 6 月 27 日に決済します。 6 月 1 日～8 月 31 日 LINE 通信料は 9 月 27 日に決済します。 9 月 1 日～11 月 30 日 LINE 通信料は 12 月 27 日に決済します。 12 月 1 日～2 月 28 日 LINE 通信料は 3 月 27 日に決済します。 3. 利用者は、決済関係先との間で紛争が発生した場合、自己の責任で当該紛争を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。	（削除）	・第 18 条（決済手段）と第 19 条（決済）を統合するため削除致します。
第 20 条 改訂	第 20 条（利用制限） 1. 当社は利用者が以下のいずれかに該当する場合は、当該利用者の承諾を得る事なく、当該利用者の当サービスの利用を制限することがあります。 (1)利用状況、当社に寄せられた苦情等から、当該利用者の個人認証情報が第三者に無断で利用されたと推測される場合 (2)電話、電子メール等による連絡がとれない場合 (3)利用者の名義に相違がある場合 (4)上記各号の他、当社で緊急性が高いと認めた場合 2. 当社が前項の措置をとったことで、当該利用者が当サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
	（条の変更）	第 21 条を第 13 条に変更 第 22 条を第 14 条に変更	・条の削除により条番号を変更致します。
第 23 条 改訂	第 23 条（当規約違反等への対処） 1. 当社は、利用者が当規約に違反した場合もしくは恐れのある場合、利用者による当サービスの利用に関して当社にクレーム・請求等が寄せられ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で当社が必要と判断した場合には、当該利用者に対し、以下のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずる事があります。 (1)当規約に違反する行為またはその恐れのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。 (2)利用者が発信または表示する情報を削除することを要求します。 (3)利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態に置きます。 (4)ID の使用を一時停止とし、または強制退会処分（利用者契約の解約を意味し、以下同様とします）とします。 2. 前項の規定は第 12 条（自己責任の原則）に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。 3. 利用者は、本条第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。 4. 利用者は当社が本条第 1 項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。 5. 利用者は、本条第 1 項の第 3 号および第 4 号の措置は、当社の裁量により事前に通知なく行われる場合がある事を承諾します。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。

第 24 条 改訂	第 24 条（当社からの解約） 1. 前条（当規約違反等への対処）第 1 項第 4 号の措置のほか、利用者が以下のいずれかに該当する場合は、 当社は当該利用者に事前に何等通知または勧告することなく、ID の使用を一時停止とし、または強制退会処分とすることができるものとします。 (1)第 8 条（申込の非承諾）第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合 (2)月額利用の支払いを遅延し、または支払いを拒否した場合 (3)決済関係先との間で紛争が生じた場合 (4)利用者に対する破産の申し立てがあった場合 (5)当社から前条のいずれかの要求を受けたにも関わらず、要求に応じない場合 (6)長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務が著しく支障を来たした場合 (7)その他当社が利用者として不適当と判断した場合 2. 前条（当規約違反等への対処）第 1 項第 4 号または前項により強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している支払い等、当社に対して負担する支払いの一切を一括して行うものとします。 3. 利用者が第 14 条（禁止事項）に違反し、または本条第 1 項各号のいずれかに該当することで、当社が損害を被った場合、当社は ID の使用の一時停止または強制退会処分の有無に関わらず、当該利用者（利用者契約を解約された者を含みます）に対し、被った損害の賠償を請求できるものとします。 4. 利用者は、当社が本条第 1 項に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
第 25 条 改訂	第 25 条（責任の制限） 1. 当社の責に帰すべき事由（第 21 条（一時的な中断）第 1 項各号の場合を除きます）により、利用者が当サービスを一切利用出来ない状態（以下、「利用不能」といいます）に陥った場合、当社は、この当規約で特に定める場合を除き、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して、72 時間以上利用不能が継続した場合に限り、利用不能 1 回あたり月額利用料相当分¥5,000 を限度として、利用者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。 ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。 また、利用者が損害賠償請求をし得ることとなった日から 1 ヶ月を経過する日までに賠償請求をしなかった場合は、請求を行う権利を失うものとします。 2. 【略】 (1)【略】 (2)【略】 3. 【略】	第 15 条（責任の制限） 1. 当社の責に帰すべき事由（第 13 条（一時的な中断）第 1 項各号の場合を除きます）により、利用者が当サービスを一切利用出来ない状態（以下、「利用不能」といいます）に陥った場合、当社は、この当規約で特に定める場合を除き、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して、72 時間以上利用不能が継続した場合に限り、利用不能 1 回あたりアポデント LINE サービス月額利用料相当分¥5,000 を限度として、利用者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。 ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。 また、利用者が損害賠償請求をし得ることとなった日から 1 ヶ月を経過する日までに賠償請求をしなかった場合は、請求を行う権利を失うものとします。 2. 【略】 (1)【略】 (2)【略】 3. 【略】	
	（条の変更）	第 26 条を第 16 条に変更	・条の削除により条番号を変更致します。
第 27 条 改訂	第 27 条（データ等の保管及びバックアップ） 1. データの保管・バックアップには最善を期しておりますが、いかなる場合もデータの保証は致しません。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
第 28 条 改訂	第 28 条（知的財産権） 1. 利用者が、当サイトを閲覧、利用することで取得されたあらゆる情報（文章、画像、写真、音声、映像、プログラム等を含む）は、著作権、商標権、または特許権等の知的財産権、および法令、法律により保護されております。 従って、利用者は、これらの情報の転載、またはコピー等、知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為を行わないものとします。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
第 29 条 改訂	第 29 条（免責） 1. 当社は、当サービスの利用により発生した利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）に対し、利用者がこの当規約を遵守したかどうかに関わらず、一切責任を負いません。 2. 第 20 条（利用制限）、第 21 条（一時的な中断）に定める他、当社は当サービスを提供できなかったことにより発生した利用者または第三者の損害に対し、この当規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
第 30 条 改訂	第 30 条（個人情報） 1. 当社は、個人情報を別途当社ホームページ上に掲示する「個人情報保護宣言」に基づき、適切に取り扱うものとします。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
第 31 条 改訂	第 31 条（専属的合意管轄裁判所） 1. 利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、松戸地方裁判所を利用者と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	（削除）	・アポデントサービス規約に準ずる為削除致します。
第 32 条 改訂	第 32 条（準拠法） 1. この当規約に関する準拠法は、日本法とします。	第 17 条（準拠法） 1. 当規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。	・条の削除により条番号を変更致します。 ・アポデントサービス規約と同じように変更致します。
附則 改訂	附則 附則（2017 年 2 月 20 日） 本附則は 2017 年 2 月 20 日制定・施行 附則（2024 年 5 月 31 日） 本附則は 2024 年 5 月 31 日から適用されます。	附則 附則（2017 年 2 月 20 日） 本附則は 2017 年 2 月 20 日制定・施行 附則（2024 年 5 月 31 日） 本附則は 2024 年 5 月 31 日から適用されます。 附則（2025 年 1 月 27 日） 本規約は、2025 年 1 月 29 日付から適用されます。	・本改訂に伴う適用日を追加致します。
	改訂前（2025 年 1 月 29 日付）	改訂後（2025 年 4 月 14 日付）	
第 11 条 改訂	第 11 条（利用料金） 1. 当サービスの利用料金は、初期費用¥39,800（税抜）と月額利用料¥5,000（税抜）とします。 2. LINE 通信料はメッセージを送信する場合 1 通¥4（税抜）、コンテンツを送信する場合メッセージ 3 通分がかかります。 3. 患者さんからコンテンツを受信する場合、1 通¥4（税抜）がかかります。 4. 一部の自動応答メッセージにおいて通信料が不要なものがあります。 5. 本条第一項月額利用料¥5,000（税抜）には 1,000 通分の LINE 通信料を含みます。 6. 通信料は利用者が毎月 10 日以降に請求金額を「アポデント」内の請求書発行画面より確認するものとします。	第 11 条（利用料金） 1. 当サービスの利用料金は、初期費用¥39,800 と月額利用料¥5,000 とします。 2. LINE 通信料はメッセージを送信する場合 1 通¥4、コンテンツを送信する場合メッセージ 3 通分（¥12）がかかります。 3. 患者さんが医院登録をする場合、6 通分（¥24）かかります。但し、登録が完了しない限り請求は発生しません。 4. 患者さんが医院登録を解除する場合、最大 4 通分（¥16）かかります。 5. 患者さんからコンテンツを受信する場合、1 通¥4 がかかります。 6. 初期費用、月額利用料、通信料は別途消費税がかかります。 7. 一部の自動応答メッセージにおいて通信料が不要なものがあります。 8. 本条第一項月額利用料¥5,000 には 1,000 通分の LINE 通信料を含みます。 9. 通信料は利用者が毎月 10 日以降に請求金額を「アポデント」内の請求書発行画面より確認するものとします。	・医院登録などの通信料を明確にしました。 ・消費税を別表記に変更しました。
	附則 附則（2017 年 2 月 20 日） 本附則は 2017 年 2 月 20 日制定・施行 附則（2024 年 5 月 31 日） 本附則は 2024 年 5 月 31 日から適用されます。 附則（2025 年 1 月 27 日） 本規約は、2025 年 1 月 29 日付から適用されます。	附則 附則（2017 年 2 月 20 日） 本附則は 2017 年 2 月 20 日制定・施行 附則（2024 年 5 月 31 日） 本附則は 2024 年 5 月 31 日から適用されます。 附則（2025 年 1 月 27 日） 本規約は、2025 年 1 月 29 日付から適用されます。 附則（2025 年 4 月 14 日） 本規約は、2025 年 4 月 16 日付から適用されます。	・本改訂に伴う適用日を追加致します。
	改訂前（2025 年 4 月 14 日付）	改訂後（2026 年 8 月 27 日付）	
第 11 条 改訂	第 11 条（利用料金） 1. 【略】 2. LINE 通信料はメッセージを送信する場合 1 通¥4、コンテンツを送信する場合メッセージ 3 通分（¥12）がかかります。 3. 患者さんが医院登録をする場合、6 通分（¥24）かかります。但し、登録が完了しない限り請求は発生しません。 4. 患者さんが医院登録を解除する場合、最大 4 通分（¥16）かかります。 5. 患者さんからコンテンツを受信する場合、1 通¥4 がかかります。 6. 初期費用、月額利用料、通信料は別途消費税がかかります。 7. 一部の自動応答メッセージにおいて通信料が不要なものがあります。 8. 本条第一項月額利用料¥5,000 には 1,000 通分の LINE 通信料を含みます。	第 11 条（利用料金） 1. 【略】 2. LINE 通信料はメッセージを送信する場合 1 通¥4 がかかります。 3. コンテンツを送信する場合、1 コンテンツあたりメッセージ 3 通分（¥12）がかかります。 4. 患者さんが医院登録をする場合、6 通分（¥24）かかります。但し、登録が完了しない限り請求は発生しません。 5. 患者さんが医院登録を解除する場合、最大 4 通分（¥16）かかります。 6. 患者さんからコンテンツを受信する場合、1 通¥4 がかかります。 7. 初期費用、月額利用料、通信料は別途消費税がかかります。 8. 一部の自動応答メッセージにおいて通信料が不要なものがあります。	・コンテンツ数を明確に致します。

	9. 通信料は利用者が毎月 10 日以降に請求金額を「アポデント」内の請求書発行画面より確認するものとします。	9. 本条第一項月額利用料¥5,000 には 1,000 通分の LINE 通信料を含みます。 10. 通信料は利用者が毎月 10 日以降に請求金額を「アポデント」内の請求書発行画面より確認するものとします。	
	附則 附則（2017 年 2 月 20 日） 本附則は 2017 年 2 月 20 日制定・施行 附則（2024 年 5 月 31 日） 本附則は 2024 年 5 月 31 日から適用されます。 附則（2025 年 1 月 27 日） 本規約は、2025 年 1 月 29 日付から適用されます。 附則（2025 年 4 月 14 日） 本規約は、2025 年 4 月 16 日付から適用されます。	附則 附則（2017 年 2 月 20 日） 本附則は 2017 年 2 月 20 日制定・施行 附則（2024 年 5 月 31 日） 本附則は 2024 年 5 月 31 日から適用されます。 附則（2025 年 1 月 27 日） 本規約は、2025 年 1 月 29 日付から適用されます。 附則（2025 年 4 月 14 日） 本規約は、2025 年 4 月 16 日付から適用されます。 附則（2026 年 8 月 19 日） 本規約は、2026 年 8 月 26 日付から適用されます。	

アポデント LINE サービス規約

第 1 条（アポデント LINE サービス規約の適用）

1. 「アポデント LINE サービス規約」は、株式会社ナルコームが運営するウェブサービス「アポデント」のオプション製品「アポデント LINE サービス」の利用について、株式会社ナルコームと「アポデント LINE サービス」の利用者との間の、一切の関係に適用します。利用者は、「アポデント LINE サービス初期費用」の利用申し込みを行った時点で、当規約の内容を承認したものとします。
2. 株式会社ナルコームが「アポデント LINE サービス」を運営するにあたり、「アポデントサービス規約」は本規約の一部を構成するものとし、「アポデント LINE サービス規約」の内容と「アポデントサービス規約」の内容が矛盾接触する場合は、「アポデント LINE サービス」の規定が優先して適用されるものとします。
3. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、随時変更できるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。

第 2 条（定義）

1. 「当サービス」とは、「アポデント LINE サービス」をいいます。
2. 「当規約」とは、この「アポデント LINE サービス規約」をいいます。
3. 『コミュニケーションアプリ LINE（ライン）』とは LINE ヤフー株式会社が提供するサービスをいいます。
4. 「LINE 通信料」とは、当サービスで発生するメッセージ及びコンテンツを送信するための通信料をいいます。
5. 「メッセージ」とは当サービスを利用して利用者側が送信する文章をいいます。
6. 「コンテンツ」とは当サービスを利用して利用者が送信する PDF・動画・画像及び、患者さんから送信される画像・動画をいいます。

第 3 条（規約の範囲）

1. 利用規約は、名目の如何に関わらず、この当規約とします。
2. 当社が利用者に対して発する第 5 条所定の通知は、当規約の一部を構成するものとします。

第 4 条（規約の変更）

1. 当社は、当規約の変更が、利用者の一般に適合するとき又は、当社が、当規約の変更が当規約の目的に反せず、変更に係る事情に照らして合理的なものであると判断したときは、利用者との個別の合意なしに、当規約を変更できるものとします。
2. 前項にかかわらず、当規約に重要な変更が加えられる場合であると当社が判断した場合には、当該変更が加えられる内容につき、利用者と当社の間で個別の合意を行うものとします。
3. 本条第 1 項に基づき当規約の変更をするときは、当社は、その効力発生時期を定め、かつ、当規約を変更する旨及び変更後の当規約の内容並びにその効力発生時期を、効力発生日前に、当サービス上での告知又は当社が適当と判断する方法で利用者に通知するものとします。
4. 本条第 1 項又は第 2 項による変更後の当規約は、当社が別途定める場合を除き、当社が運営する Web サイト等において表示された時点より、効力を生じるものとします。

5. 当規約の変更についての履歴は、当サービス上で利用者が確認するものとします。

第 5 条（当社からの通知）

1. 当社は、当社ホームページでの掲示や電子メールの送付、その他当社が適当と判断する方法により、利用者に対し、随時必要な事項を通知します。

第 6 条（利用者契約の申込）

1. 当サービスの利用を希望する歯科医院は、当社所定の方法により、当サービスの申込を行うものとします。

第 7 条（申込の承諾）

1. 当社は、利用者の申込に対し、必要な審査・手続きを経た後にこれを承諾します。
2. 当社がこの承諾を行った日を、当サービスの利用開始日とします。

第 8 条（申込の非承諾）

1. 当社は、審査の結果、利用者が次のいずれかに該当する場合、その申込を承諾しないことがあります。
 (1) 利用者が実在しない、もしくは実在しない恐れがあると判断した場合
 (2) 申込の時点で、当規約の違反等により、ID の一時停止、強制退会処分もしくは当サービスの申込の不承諾を現に受け、または過去に受けた事がある場合
 (3) 申込の際の申告事項に、虚偽、誤記、又は記入漏れがあった場合
 (4) 申込時点で、アポデント利用料（月額）またはアポデント利用料（6 年分）の支払いを怠っていること、または過去に支払いを怠ったことがある場合
 (5) その他、当社が利用者として不適当と判断した場合

第 9 条（解約）

1. 利用者は、当サービスからの解約を希望する場合は、当社所定の方法で解約希望月の前月 5 日までに届出るものとします。前月 5 日を過ぎた時点で翌月扱いの退会とします。利用開始後如何なる理由においても払い戻し等は一切行いません。
2. 解約日は解約月の弊社最終営業日の前日とします。
3. 解約日翌日は当サービスが利用できる場合があります。
4. LINE 通信料が発生した場合、第 12 条に従って支払うものとします。

第 10 条（サービス内容の変更）

1. 当社は、利用者への事前通知無く、当サービスの内容、名称や仕様、月額利用料を変更することがあります。
2. 当サービスは『コミュニケーションアプリ LINE（ライン）』のサービス変更に伴い月額利用料及び LINE 通信料を変更することがあります。
3. 当サービスは患者さんの登録件数によって、アポデント LINE 登録用 QR コードを変更する可能性があり、利用者はこれを承諾するものとします。
4. 当社は、前項の変更に関し、利用者に不利益、損害が発生したとしても、故意、重過失又は消費者契約法違反による場合を除き、一切責任を負いません。

第 11 条（利用料金）

1. 当サービスの利用料金は、初期費用¥39,800 と月額利用料¥5,000 とします。
2. LINE 通信料はメッセージを送信する場合 1 通¥4 がかかります。
3. コンテンツを送信する場合、1 コンテンツあたりメッセージ 3 通分（¥12）がかかります。

4. 患者さんが医院登録をする場合、6 通分(¥24)かかります。但し、登録が完了しない限り請求は発生しません。
5. 患者さんが医院登録を解除する場合、最大 4 通分(¥16)かかります。
6. 患者さんからコンテンツを受信する場合、1 通¥4 がかかります。
7. 初期費用、月額利用料、通信料は別途消費税がかかります。
8. 一部の自動応答メッセージにおいて通信料が不要なものがあります。
9. 本条第一項月額利用料¥5,000 には 1,000 通分の LINE 通信料を含みます。
10. 通信料は利用者が毎月 10 日以降に請求金額を「アポデント」内の請求書発行画面より確認するものとします。

第 12 条(決済)

1. 当サービスの月額利用料の支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払うものとします。
2. LINE 通信料は年間 4 回の口座振替とし、下記の通りとします。決済日が弊社休業日の場合は翌営業日とします。
 3 月 1 日～5 月 31 日 LINE 通信料は 6 月 27 日に決済します。
 6 月 1 日～8 月 31 日 LINE 通信料は 9 月 27 日に決済します。
 9 月 1 日～11 月 30 日 LINE 通信料は 12 月 27 日に決済します。
 12 月 1 日～2 月 28 日 LINE 通信料は 3 月 27 日に決済します。
3. 利用者は、決済関係先との間で紛争が発生した場合、自己の責任で当該紛争を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

第 13 条(一時的な中断)

1. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に当サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。
 (1) 『コミュニケーションアプリ LINE(ライン)』における当サービスが使用する機能の提供が終了または変更した場合
 (2) 当サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合
 (3) 火災、停電等により当サービスの提供ができなくなった場合
 (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により当サービスの提供ができなくなった場合
 (5) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により当サービスの提供ができなくなった場合
 (6) その他、運用上または技術上当社が当サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
2. 当社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により当サービスの全部または一部の提供に遅延または中断が発生しても、これに起因する利用者または第三者が被った損害に関し、この当規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。

第 14 条(サービス提供の終了)

1. 『コミュニケーションアプリ LINE(ライン)』の提供が終了または変更された場合、サービスを即日終了することがあります。すでに受領した初期費用、月額利用料、LINE 通信料の払い戻しは一切行いません。
2. 当社は当社ホームページ上に事前通知した上で、当サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。すでに受領した初期費用、月額利用料、LINE 通信料の払い戻しは一切行いません。
3. 当社は当サービス提供終了の際、前項の手続きを経る事で、終了に伴う責任を免れるものとします。
 ただし、当社都合によりサービスの全部の提供を終了する場合、事前通知後 1 年間は当サービスの提供を保証します。

第 15 条(責任の制限)

1. 当社の責に帰すべき事由(第 13 条(一時的な中断)第 1 項各号の場合を除きます)により、利用者が当サービスを一切利用出来ない状態(以下、「利用不能」といいます)に陥った場合、当社は、この当規約で特に定める場合を除き、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して、72 時間以上利用不能が継続した場合に限り、利用不能1回あたりアポデント LINE サービス月額利用料相当分¥5,000 を限度として、利用者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。

ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

また、利用者が損害賠償請求をし得ることとなった日から 1 ヶ月を経過する日までに賠償請求をしなかった場合は、請求を行う権利を失うものとします。

2. 当社は、以下の方法のいずれか、またはこれらを組み合わせる事により、前項の賠償請求に応じます。
 (1) 後の請求する当社サービスの月額利用料から、賠償額に相当する金額を減額すること。
 (2) 賠償額に相当する当サービスの使用権を付与すること。
3. 利用不能が当社の故意または重大な過失により生じた場合には、前 2 項は適用されないものとします。

第 16 条(利用可能状態確認)

1. 当サービスの利用不能とは、如何なる場所、使用状況においても当サービスが利用できない状態であり、利用者の使用環境、使用機器による不具合等による利用不能な状態は除くものとする。
2. 利用不能と思われる事態が生じた際に当社へ連絡いただき、当社で利用可能であった場合は利用可能状態と判断するものとする。

第 17 条(準拠法)

1. 当規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

附則

附則(2017 年 2 月 20 日)

本附則は 2017 年 2 月 20 日制定・施行

附則(2024 年 5 月 31 日)

本附則は 2024 年 5 月 31 日から適用されます。

附則(2025 年 1 月 27 日)

本規約は、2025 年 1 月 29 日付から適用されます。

附則(2025 年 4 月 14 日)

本規約は、2025 年 4 月 16 日付から適用されます。

附則(2026 年 8 月 19 日)

本規約は、2026 年 8 月 26 日付から適用されます。